

春日サントス FC 育成会会則

【名称】

第 1 条 本会は春日サントス FC 育成会と称する。

【目的】

第 2 条 本会は春日サントス FC の健全な運営と育成に努力し、協力と支援をすることを目的とする。

【会員】

第 3 条 本会は春日サントス FC に所属するクラブ会員(以下「メンバー」という)の保護者をもって会員とする。

【会費】

- 第 4 条 春日サントス FC 規約(以下「クラブ規約」という)第 21 条に定める会費はメンバー1名につき1ヶ月2600円とし、状況に応じて減免する。
- 2 クラブ規約 17 条に定めるメンバーの休会期間中の会費は免除する。
 - 3 クラブ規約 21 条に定める入会金は1500円とし、状況に応じて減免する。

【役員】

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1)会 長 本会を代表し会務を統括する。
 - (2)総 務 本会の円滑な運営を総合的に処理する。
 - (3)副総務 総務を補佐する。
 - (4)会 計 本会会計全般を管理する。
 - (5)グラウンド 練習場所の確保及び申請手続き。
 - (6)会計監査 会長が兼務し本会の会計を監査する。
 - (7)連絡係 クラブ役員と育成会会員の連携を図る。
- 2 会長、総務においては1名、副総務、会計及びグラウンドに於いては1名以上、連絡係においては、各チーム1名以上の役員を置く。
 - 3 クラブ規約 17 条に定めるメンバーの休会中であっても、役員は会務を遂行しなければならない。
 - 4 役員は会員の中から選出し任期は1年とする、ただし再任を妨げない。
 - 5 役員の任期はチーム編成により異なる場合もある。
 - 6 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし補欠役員の任期は前任者の在任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。
 - 7 相談役として顧問を置くことができる。

【委員】

第 6 条 必要に応じて委員を置くことができる。

- (1)合宿委員 各チーム1名以上。合宿の企画運営全般。
- 2 育成会会則第 5 条3項、4 項、5 項、6 項の「役員」は「委員」と読み替える。

【会議】

- 第 7 条 総会は本会最高の決議機関であり年2回、原則として4月、3月に開催し育成会会長が招集し、クラブ代表者が議長を務める。
- 2 前項のほか、育成会会長が必要と認めた時、又はクラブ役員から会議の目的事項を示して請求があった時には、育成会会長は 30 日以内に、臨時の総会を開かなくてはならない。

- 3 総会は会員の2分の1以上が出席しなければ、開会することが出来ない。ただし委任状を提出した会員は出席会員に含まれるものとする。
- 4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長がこれを決める。

【役員会】

第 8 条 役員会は総会から総会までの運営機関であり、必要に応じて育成会会長が招集し開催することが出来る。

- 2 役員会は第 5 条に定める役員で構成する。

【会計年度】

第 9 条 本会の会計年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

【会則の変更】

第 10 条 この会則は総会において、出席会員の3分の2以上の同意を得たのち、本会役員の承認を受けて変更することが出来る。

- 2 会則の変更内容は総会の 5 日前までに会員に通告しなければならない。

附 則 1 この会則は昭和 56 年 11 月 8 日から施行する。

附 則 2 この改正会則は昭和 62 年 3 月 29 日から施行する。

附 則 3 この改正会則は平成 6 年 3 月 13 日から施行する。

附 則 4 この改正会則は平成 15 年 8 月 24 日から施行する。

附 則 5 この改正会則は平成 23 年 4 月 17 日から施行する。

附 則 6 この改正会則は平成 28 年 4 月 29 日から施行する。

附 則 7 この改正会則は平成 30 年 4 月 8 日から施行する。

附 則 8 この改正会則は令和 5 年 4 月 9 日から施行する。